|--|

【事務・事業の見直し】

	事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
0	安心して暮らせる国土 の形成に資する研究	£		港湾・沿岸域での中小型風力発電システムの具体的利用についての研究については、海上技術安全研究所において、洋上風力発電システムの安全 評価等の研究を実施していることから、海上技術安全研究所と連携の強化 を図る。 民間や大学ではできない調査研究(国の政策と密接に関係する港湾及び 空港の整備等に関訴を、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規 模を縮減する。 なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究 がの象接のうち、類似性・親和性があるものについては、軍権の排除等を	2a	港湾空港技術研究所では、港湾・沿岸域において風力発電施設を設置するための基礎的研究として、稼働率の予測を行うシステムの研究等を実施している。研究を進めていくに当たり、両研究所の研究内容に重複がないことを確認しつつ、効率的な研究実施を図るため、両研究所が密に情報交換を行っている。調査研究の特化・重複排除等に関しては、その旨を第3期中期計画において明記する(他の独立行政法人等との重複排除を
	2 快適な国土の形成に資 する研究	役割分担の明確化、研究の重複 排除	23年度から美施			
	3 活力ある社会・経済の 実現に資する研究	行うと の在り:	の未然のプラ、減時は、動和性があるものに見いては、単極の排除等を すうとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にそ 在り方を見直す。		法人の事務・事業の見直しの基本方針)とされていることや総合科学技術会議等における研究開発法人の改革に係る新たな制度の検討等を踏まえ、平成23年度からの中期計画において、「国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務の在り方の検討については、今後の独立行政法人全体の見直しの議論等を通じ、適切が立する」としているところである。なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)により、土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所の5法人を統合することとされており、関係部局及び法人において所要の検討を進めている。	